

平成 22 年 6 月 24 日
独立行政法人国民生活センター

イラク通貨（イラクディナール）の取引に要注意！ - 高齢者等をねらった新手的投資トラブル -

高齢者や過去に未公開株などの投資トラブルにあった消費者をねらって、業者が「イラクの通貨（イラクディナール。以下、ディナール）をいま買えば、将来、円に両替したときに儲かる」と電話や戸別訪問、ダイレクトメールなどの方法で勧誘する、といったトラブルが全国の消費生活センターに寄せられている。

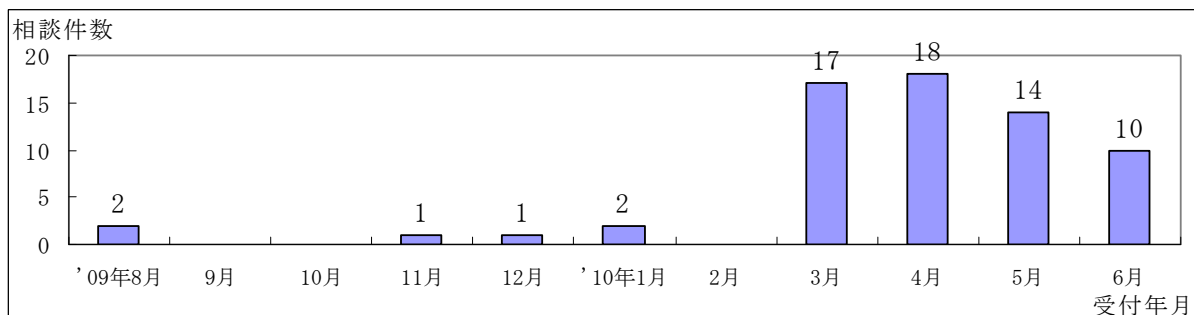
こうしたトラブルは 2009 年夏頃から見られはじめ、特に今年の 3 月以降、急増している。また、業者の勧誘後に別業者が「購入すれば高値で買い取る」と消費者の投資欲をあおって購入させたり、過去に投資トラブルにあった消費者に被害回復をうたって契約させるなど、最近の未公開株トラブルと同じ手口も見られる。なかには「2,000 万円支払ったが、業者から連絡がない」という深刻な被害もある。

ディナールは、他の米ドルやユーロなどの通貨とは異なり、国内では極めて取引がしにくい通貨であるため、ディナールを購入しても円に換金することは困難である。また、「絶対に儲かる」といった勧誘も目立つが、鵜呑みにすべきではない。そこで、トラブルの拡大を未然に防ぐために、安易にディナールを購入しないよう消費者に注意を呼びかける。

1. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にみる相談の概要

（1）相談件数の推移

PIO-NET では、イラク通貨（ディナール）を購入すれば必ず儲かるなどと知人から勧められた、といったトラブルが 2007 年以降見られるところであるが、特に 2009 年 8 月以降は、電話勧誘や訪問販売、ダイレクトメールなどの方法によるディナールの取引に関するトラブルが、2010 年 6 月 20 日現在で 65 件寄せられており、とりわけ、今年の 3 月からは相談件数が急増している。（以下では、当該 65 件を対象として分析する。）



(2) 契約当事者の属性

契約当事者の年齢をみると、50歳未満が5件、50歳代が11件、60歳代が14件、70歳代が21件、80歳代が12件であり、高齢者の被害が目立つ。

また、居住地域は関東地方が20件、近畿地方が13件と多いものの、トラブルは全国的に発生している。

(3) 販売方法

販売方法は電話勧誘がもっとも多く48件、ダイレクトメールなどの通信販売は13件、訪問販売は4件であった。

(4) 契約金額等

相談事例をみると、25,000ディナール紙幣1枚を1口として10万円で契約し、契約代金は業者の指定する銀行口座に振り込んでいるケースが多い。

消費者が既にお金を支払ってしまっていることが明らかなケースは31件あり、その最高金額は2,000万円であった。

2. 主な相談事例

【事例1】「必ず儲かる」「いつでも両替可能」と説明されたが、両替を断られた

業者から電話で「イラクからアメリカ軍が撤退すれば、ディナールの貨幣価値は20～30倍にまで上がる」「いま円をイラク通貨のディナールに両替しておけば、必ず儲かる」「選ばれた300人にしか勧めていない」などと、ディナールの購入を勧められた。その後、送付されたパンフレットを見たり、「希望すれば、すぐにディナールを円に両替する」と言われたこともあり、1口(=25,000ディナール紙幣1枚)10万円の契約をした。約200万円を業者の指定する銀行口座にお金を振り込んだところ、ディナール札が送付されてきた。

その1ヵ月半後、お金が必要になったので「円に両替してほしい」と業者に申し出たところ、「今は出来ない」と断られた。騙された気がする。

(2010年6月受付、近畿地方・50歳代男性)

【事例2】見知らぬ業者から買い取ると電話を受け、購入したが実行されない「劇場型」のトラブル

A社から「イラクの通貨、ディナールを持っていないか」との電話が何度かあり、その1週間ぐらい後にB社からディナールに関するダイレクトメールが届いた。その中には「手軽にハイリターンが期待できる」などと記載があった。その後もA社から「ダイレクトメールがあるはず。買値の40倍で買い取る」と連絡があったので、信用して転売しようと思った。25,000ディナールを1口として4口40万円分申込み、A社に連絡すると「お金を振り込む日に、40万円の40倍である1,600万円を持っていく」とのことだった。

約2週間後にお金を用意できたのでB社に振り込んだが、約束の日時にA社は現れず、電話をしたところ「担当者が現金を持ち逃げした」などと言われ結局買い取りは実行されなかった。

生活費全てを外貨購入に使いこのままでは生活できない。騙されたと思うので返金して欲しい。

(2010年4月受付、東海地方・80歳代男性)

【事例3】「未公開株を買い取る」と言われディナールを購入したが、買い取りがされない（過去の被害の回復をうたった「被害回復型」のトラブル）

4、5年前に200万円で購入した未公開株を「500万円で買い取る」との電話が、投資会社を名乗るC社からあった。また、「D社からディナールを購入したいのだが、D社は個人との取引しかしていない。代わりに購入してくれれば、未公開株とそのディナールを買い取る」とも言われた。そこでD社に電話をしたところ「イラクの石油埋蔵量は世界でも上位であり、ディナールの価値はいずれイラク戦争前の水準に戻る」「紙幣はイギリスの会社が印刷しており、偽札が作りにくい」などと説明されたので安心してしまい、C社に未公開株を買い取ってもらいたい一心で、D社から300万ディナール（25,000ディナール紙幣120枚）を1,200万円で購入した。

今日、C社が未公開株と購入したディナールを買い取るため、1700万円を自宅に持参することになっている。しかし、今まで何度も担当者の来訪が延期されているため、不審に思うようになった。（2010年5月受付、中国地方・70歳代男性）

3. 相談事例からみる問題点

（1）ディナールを円に換金することは困難

ディナールについては現在、日本の銀行では取り扱いがないなど、国内では取引することが極めて困難である。また、業者と相対で取引する場合であっても、「いつでも円への換金に応じる」と説明されていたにもかかわらず、消費者がディナールを円に換金するよう依頼したところ、業者に断られたというケースもみられる。

このように、ディナールを購入しても、円に再両替することは困難であり、こうした換金性に乏しい通貨の購入を勧誘することには問題がある。

（2）不確定な通貨価値を「必ず高騰する」と断定するなど、問題のある説明が目立つ

一般的に、通貨の将来における価値は不確定であるため、消費者が支払った金額（元本）や利益は保証されたものではなく、損失が発生する可能性もある。さらに、ディナールについては、日本国内では取引することが極めて困難で、換金性に乏しい通貨である。しかしながら、業者は口頭やパンフレットで「イラクの経済状態が改善している」、「イラクからアメリカ軍が撤退すると政情が安定する」ことを理由に「現在、イラク戦争前の数百～数千分の1にまで下がっているディナールの通貨価値は今後高騰するので、いま購入して将来、円に換金すれば、何十倍にも儲かる」と断定するなど、問題のある説明を消費者にしている。

（3）25,000ディナール紙幣1枚を10万円などの著しい暴利で販売している

相談事例を見ると、消費者は25,000ディナール紙幣1枚を10万円で購入しているケースがほとんどであり、消費者は25,000ディナール紙幣1枚に10万円の価値があると思っている。現在、ディナールの市場における為替レートについて信ぴょう性のあるデータはないことから、仮に、関税を支払う場合に用いられる為替レート（2010年6月24日時点で適用される為替レートは、100ディナールは8円弱）を用いて計算すると、25,000ディナールは2,000円弱に過ぎない。このため、消費者に1枚10万円で販売することは、著しく暴利で販売しているものと考えられる。

（4）「劇場型」、「被害回復型」などの手口が見られる

業者からの勧誘前後に、別の業者が「ディナールを購入すれば、それを数十倍の高値で買い取

る」と消費者の投資欲をあおり契約させたり（劇場型）、過去に未公開株の被害にあった消費者に対して「過去の未公開株を買い取るが、ディナールの購入が必要」とうたって契約させる（被害回復型）など、最近の未公開株トラブルと同様の手口が見られる。しかし、相談事例をみると、消費者がディナールを購入しても、そのディナールや未公開株の買い取りはまったく実行されていない。

なお、大手金融機関をかたって「イラクディナールはお勧めの通貨、今が一番の買い時である」などと電話があった後、別の業者がディナールの販売を勧誘する手口が行われている、という情報も当該名前をかたられた大手金融機関から国民生活センターに寄せられている。

4. 消費者へのアドバイス

（１）ディナールの購入は、慎重な上にも慎重に対応すること

ディナールは、現在のところ日本の銀行では取り扱いがないなど、国内では取引することが極めて困難であり、換金性に乏しい通貨である。さらに、こうした中で「儲かる」「いつでも両替できる」と説明する業者はいるが、決して鵜呑みにせず、安易に儲け話に飛びつかないこと。

なお、インターネット上で、将来、ディナールの価値が上がる可能性があることをうたう広告も見られるが、この場合も同様である。

（２）高齢者や、過去に投資トラブルにあった人は特に注意すること

高齢者をねらった勧誘が多いので、家族や近所など周囲の人も日頃から気を付けること。

過去に未公開株を購入した消費者に「過去の投資被害を回復する」などといって勧誘するケースも見られるので、過去に投資トラブルにあった人は特に注意すること。

（３）消費者の個人的な情報をもとに勧誘する業者の話は信じないこと

「劇場型」や「被害回復型」の手口で見られるように、別業者からの電話やダイレクトメールでディナールの購入を勧められていることや、過去に未公開株で損をしたことなど、他人が通常知り得ない消費者の個人的な情報を業者が知っている場合は、複数業者が共謀して消費者を騙そうとしている可能性が高い。

（４）消費生活センターに相談すること

少しでも不審に感じたら、きっぱりと断ること。断っても執ように勧誘されたり、断り切れずに契約してしまったら、すぐに消費生活センターに相談すること。

【情報提供先】 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

消費者庁 消費者情報課 地方協力室